

九州ルーテル学院大学における公的研究費の管理・監査方針

公的研究費（補助金）は、個人への研究費の性格を有するものであるが、国民の税金で賄われており、国民の信頼に応えるため、その管理は九州ルーテル学院大学（以下、「本学」という。）の責任において行う。その目的を達成するために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（文部科学大臣決定 平成 19 年 2 月 15 日 平成 26 年 2 月 18 日改正）に基づき以下を本学の方針として制定する。

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

最高管理責任者及び統括管理責任者を以下に定め、責任をもって公的研究費の管理を行う。

- (1) 最高管理責任者
 - 職名： 学長
 - 責任と権限： 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について基本方針を策定し、最終的責任を負う。
- (2) 統括管理責任者
 - 職名： 事務局長
 - 責任と権限： 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について基本方針のもとに本学全体を統括する。
- (3) コンプライアンス推進責任者
 - 職名： 大学事務長
 - 責任と権限： 本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス教育等の具体策を実施し、関係者を指導する。

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で不正な使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

- (1) 公的研究費に係る事務処理手続きについて以下のとおりとする。
 - a) 本学は、公的研究費に係る規程として、「公的研究費に関する運営及び管理規程」（以下「管理規程」という。）をもって運用する。
 - b) 更にその事務処理手続きを、「公的研究費運用要領」（以下「運用要領」という。また管理規程と運用要領を総称して「管理規程等」という。）として、平成 20 年 2 月までに定め、研究者に対して周知徹底する。
 - c) 管理規程等と運用の実態が乖離していないか常に見直しを行う。
 - d) 研究者及び事務職員は、管理規程等を遵守しなければならない。
 - e) 事務処理手続きに関する内外からの相談を受け付ける窓口を学院総務部総務課（以下「総務課」という。）とする。総務課は、効率的な研究遂行を適切に支援する責務を負う。
- (2) 関係者は不正防止の意識を常に持ち、次の事項を遵守しなければならない。
 - a) すべての関係者は、「九州ルーテル学院倫理綱領」を行動の規範として、公的研究費を取り扱う。

- b) 研究者は、研究者個人の発案で提案され採択された研究課題といえども、資金配分を受けた研究費は公的資金(税金)で賄われているという意識を常に持ち、本学による機関管理が必要であるという原則を認知し、その原則の下で研究を遂行する責務を負う。
- c) 事務職員は、公的資金(税金)の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を支援することを目指した事務を担う立場にあるとの認識を持ち、事務処理を遂行する責務を負う。
- d) 不正に係る調査は管理規程に、および懲戒に関しては「戒規原則及び懲戒委員会規程」による。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

- (1) 最高管理責任者は、不正を防止する為に最大限の努力を払うことを機関内外に表明し、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。
- (2) 最高管理責任者の下に研究費不正防止推進委員会を置いて、公的研究費の不正防止計画を推進する。
- (3) 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者を指揮して、研究者と業者との取引方法や公的資金の執行時期、雇用者の管理等の現状を把握し、現状の手続きの見直し等不正発生要因に対する未然の防止に取り組む。その為の具体的な不正防止の策として、以下を推進する。
 - a) 20万円以上の購入は、相見積もりを原則とする。
 - b) すべての支出について、学院経常費からの支出と同等の証拠書類を揃える。(従来どおり)
 - c) 購入したすべての物品については、発注した当事者以外の事務職員による検収を確実に行うこととする。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- (1) 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者を指揮して、以下の点に留意し、研究者の予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認を行う。執行状況に問題がないかを定期的に確認し、問題があれば研究者に改善を促す。
 - a) 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握する。
 - b) 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況下で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。
 - c) 発注・検収業務について、当事者以外によるチェック体制を確立し、有効に機能するシステムを構築・運営する。
 - d) 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制を整備し、機関の取り組み方針を定める。
 - e) 研究者の出張計画の実行状況等を適切に把握できる体制を構築する。
 - f) 予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- (2) 統括管理責任者は、コンプライアンス推進責任者を指揮して、取引業者の不正関与を防止する。
 - a) 取引規模が大きいなどリスクが考えられる業者には誓約書の提出を求める。
 - b) 不正な取引に関与した業者へは取引停止等の処分を行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- (1) 最高管理責任者は、公的研究費の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

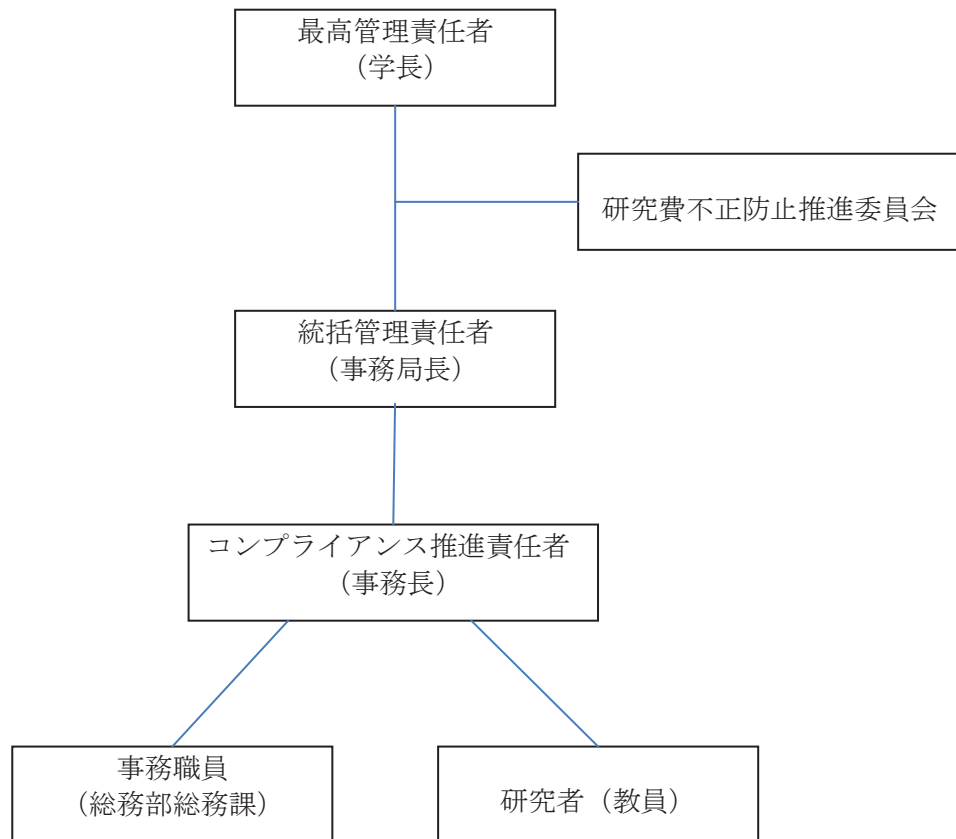
- (2) 公的研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を総務課に設ける。
- (3) 機関内外からの通報（告発）の窓口は、研究費不正防止推進委員会とする。
- (4) すべての教職員は、不正に係る情報を関知した場合、研究費不正防止推進委員長を通じ、最高管理責任者に報告しなければならない。
- (5) 本学は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由に通報者に対し、不利益な取扱は行わない。
- (6) 総務課は、研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や公的研究費のルールを適切に理解しているかを常に確認しなければならない。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨し、公的研究費の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査体制を以下のとおり定める。

- (1) 統括責任者たる事務局長が主宰する経理担当者会議において、学院の会計のみならず、公的研究費の会計についても使用状況等をモニタリングする。
- (2) 研究費不正防止推進委員会が内部監査を担当する。
- (3) 研究費不正防止推進委員会は年1回以上、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか体制の不備の検証も行う。
- (4) 研究費不正防止推進委員会は最高管理責任者の直下に位置付け、不正を防止する為に必要な権限を持つものとする。
- (5) 研究費不正防止推進委員会は、監事及び会計監査人との連携を強化し、不正防止に努める。

【参考】 公的研究費の管理・監査に関する本学の体制



2007(平成 19)年 11 月 1 日制定
2013(平成 25)年 10 月 17 日改正
2016(平成 28)年 2 月 19 日改正